

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 購入物品名及び予定数量

軽油 1, 350キロリットル

(2) 購入物品の規格及び納入条件等

別添、仕様書のとおり

(3) 物品等の納入期間

令和8年8月1日から令和8年10月31日まで

(4) 物品等の納入期間

長崎営業所（長崎市八千代町3-1）

東長崎営業所（長崎市平間町4-1-1）

長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷7-2-1-2）

諫早営業所（諫早市貝津町1-4-9-2-1）

大村営業所（大村市松山町4-8-9-1-3）

旧矢上営業所（長崎市田中町3-8-4-1）

(5) 入札書の提出場所及び受領期限等

〔提出場所〕 長崎県交通局 管理部 総務課（総務班）

〔受領日時〕 令和8年7月27日 午後5時00分

〔提出方法〕 直接又は郵送（郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと）

(6) 入札の場所及び日時等

〔場所〕 長崎県交通局 本局3階 第2研修室

〔日時〕 令和8年7月28日 午後1時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2の（1）の部局へ確認すること。

また、天変地異その他やむを得ない事情により中止することもある。

(7) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。

- ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- エ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。
- オ 受領期限内に提出（直接又は郵送による）する入札書は、代理人による入札は認められないこと。
- カ 再度の入札において、入札者が代理人である場合は、委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・ 入札書は、封かんのうえ封筒に会社名及び入札物件名を記入して提出して下さい。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・ 入札書の宛名は「長崎県交通局長 石田 智久」宛として下さい。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 入札保証金等は、入札書受領期限までに提出すること。

(イ) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県交通局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結したとき、もしくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出したとき。

【注意事項】

- ・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目として下さい。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県交通局長を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、もしくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出したとき。

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(9) 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

カ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

コ 入札者が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

サ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。

セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定ですのでご出席願います。

(12) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定に揚げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものであること。
- ウ この調達手続きに関し、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を提案する場合があること。この場合、調達の手続きが停止される場合があること。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県交通局契約事務規程の定めるところによるものであること。

(13) 競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者と認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 軽油調達に関する令和8年6月16日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この広告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-0043 長崎市八千代町3-1

〔名 称〕 長崎県交通局 管理部 総務課（総務班）

〔電 話〕 095-822-5141

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

- ア 申請の時期は、この入札に関する公告の日から令和8年7月17日までとする。
- イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先2の(1)の部局

仕 様 書

長崎県交通局管理部総務課

- 1 購入品目 軽油
- 2 規 格 日本工業規格（J I S K 2 2 0 4）の種類特1号、1号
又は2号の基準を満たしているもの。
- 3 購入予定数量 令和8年8月1日～令和8年10月31日納入
1, 350キロリットル
- 4 納入場所
 - 1 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
 - 2 東長崎営業所（長崎市平間町4-1-1）
 - 3 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷7-2-1-2）
 - 4 諫早営業所（諫早市貝津町1-4-9-2-1）
 - 5 大村営業所（大村市松山町4-8-9-1-3）
 - 6 旧矢上営業所（長崎市田中町3-8-4-1）
- 5 発注及び納入方法
 - ①1回当たりの納入数量は、原則として6KL以上とする。
 - ②翌週の月曜日から土曜日までの必要納入数量（KL単位）及び納入日時を、原則として毎週木曜日に発注（FAXで連絡）する。納入業者は発注内容を発注日当日（FAX送信日）16時までに電話で納入営業所等に確認するものとする。
なお、その週の中で発注内容を変更することがある。その変更については、納入日の24時間前までにFAXで行うものとする。
 - ③納入日における納入時間は、7時30分から17時までの間とする。
- 6 検収
納入に際しては、納品書（出荷基地が明記されているもの）を提出し、当局係員の指示に従い納入し、検収を受けなければならない。
- 7 検査
当局が必要と認めた場合、納入品の抜き取り検査を行うことがある。
検査の結果、不合格の場合は、当局の指示及び措置に従うものとする。
- 8 非常時の供給
地震その他の災害時において当該物品の安定供給の確保を行うものとする。
- 9 納入数量の報告
毎月の納入数量を翌月の5日までに当局に報告するものとする。
- 10 代金支払方法
1ヶ月間の納入数量に契約単価を乗じて得た金額を毎翌月の10日までに請求し、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 11 契約単価の変更
契約期間中に市場価格が著しく変動した場合、契約単価変更の協議を行うことができるものとする。
- 12 その他疑義が生じた場合は、当局係員の指示によるものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

長崎県交通局長 石田 智久 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

(代理人による入札の場合は代理人氏名)

印

下記のとおり入札いたします。

<p>¥ _____</p> <p>(1KL当たり単価。軽油引取税を含み、消費税及び地方消費税は含まない)</p>

品 名	規 格
軽 油	仕様書のとおり

1. 納入先 長崎県交通局が指定する営業所

2. 納入期間 令和8年8月1日～令和8年10月31日

備考 1 金額は、アラビア文字を用い、訂正又は抹消することはできないこと。

委任状

私は、
商号又は名称 _____
役 職 名 _____
氏 名 _____ 印
を代理人と定め

下記権限を委任します。

軽油に係る入札・見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

長崎県交通局長 石田 智久 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(注) 代理人が押す印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

入札用封筒記入例

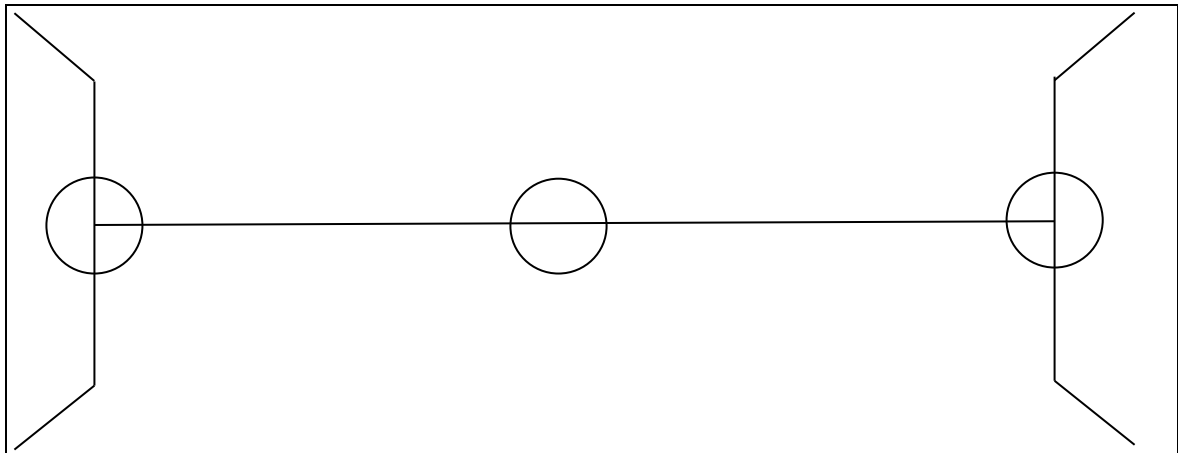
表

物品名	軽	油

入	札	書

会社名 _____		
代表者 _____		印 _____

裏



- 備考
- 1 封筒の大きさは標準規格長3を使用すること。
 - 2 封かん後、裏面の○に代表者印を押印すること。